

総合評価（特別簡易型）落札者決定基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点
企業の 施工能力等 (2点)	次の(1-1)、(1-2)のいずれかを選択できるものとする。		
	(1-1) 過去5か年度の和歌山市発注工事の 工事成績評定の平均点（同業種）	75点以上	2
		70点以上75点未満 1.0+0.2×（工事成績評定の平均点-70）	1.0～1.9
	(1-2) 過去5か年度の和歌山県発注工事の 工事成績評定の平均点（同業種）	75点以上	2
70点以上75点未満 1.0+0.2×（工事成績評定の平均点-70）		1.0～1.9	
地域 貢献 (土木一式工事 2点) (建築一式工事 5点)	(1) 営業所の所在	主たる営業所の所在が和歌山市内	0.5
	(2) 市内業者の活用	市内業者への予定一次下請比率が80%以上又は すべて自社施工	0.5
	(3) 市内建設資材及び市内調達資材の使用	市産品3品目以上使用予定かつ市内業者からの予定材料調 達割合が80%以上	0.5
	(4) 災害協定締結事業者 【土木一式工事のみ適用】	和歌山市と災害時応急対策業務協定を締結した単体、団体 事業者又は大規模災害時応急対策業務協定を締結した団体 の会員	0.5
配置 予定 技術者の 施工能力等 (2点)	次の(1-1)、(1-2)のいずれかを選択できるものとする。		
	(1-1) 過去5か年度の配置技術者としての 和歌山市発注工事の工事成績評定の 平均点（同業種）	75点以上	1
		70点以上75点未満 0.5+0.1×（工事成績評定の平均点-70）	0.50～0.95
	(1-2) 過去5か年度の配置技術者としての 和歌山県発注工事の工事成績評定の 平均点（同業種）	75点以上	1
		70点以上75点未満 0.5+0.1×（工事成績評定の平均点-70）	0.50～0.95
	(2) 配置予定技術者の保有する資格	土木工事：該当する資格の保有期間が5年以上又は 技術士 建築工事：該当する資格の保有期間が5年以上又は 一級建築士	0.5
		該当する資格の保有期間が5年未満	0.25
(3) 継続教育（CPD）の取組状況	当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建 設系継続教育の証明あり （各団体推奨単位以上の取得）	0.5	
	建設系継続教育の証明あり （各団体推奨単位以上の取得）	0.25	
合計【土木一式工事の場合】			6
合計【建築一式工事の場合】			5.5
標準点	100点		評価値 (技術評価点/入札価格) × 10 ⁸ 小数点第4位までとする(小数点第5位を四捨五入)
加算最高点	6点 又は 5.5点		
技術評価点	標準点+加算点		

※共同企業体の場合の加算点は、構成員ごとに算出(地域貢献(2),(3)の項目は構成員同じ点数とする)し、各加算点に出資比率を乗じた点を合計(小数点第2位まで(小数点第3位を四捨五入))したものである。